

投稿 地主と小作の生成 資産家 戦後の農地改革

序文(文献紹介) 本小編は以下の資料を基に作成す。

変革過程において、徳川時代の米麦以外の作付け禁止と、土地の

永代売買禁止とを解除し、農民の私的土所有権を法認し地券交付を実施した。

明和の御代。地主の形態を見るに、地価・地租納入額の統計は、一定金額以上に限られていた、全農民を把握することは不可能。⑨表―資産家録、地租5円以上納入者は県会議員の選挙資格であり、同資料として作成されたもの。

戦後の農村と雖も食料難。崖のアカザの葉を摘み、渚で汐汲み湯掻いて食す(徒然草より)。春は藪のぐみ、秋は牧山のたなご、鎮守の杜の椎・栗、あけび・ふゆび、冬には目白鳥にまじり樺の密、ひもじきに堪え生きた。貧しきことの極み。遠足にも、履物とてなく、幼な手で稲藁を叩き草履を編み、ともの尻に付きかんべを嚙りながら歩いた。要ヶ丘、空の弁当箱を隠すものもいたと聞く。飽食の現代。宴卓・レストランの食へ残しを見るに、腹立たしく思うこと涙が滲みくる。育った時代故のトラウマであるうか。

①海士町史、②嶺部落誌、③隠岐島誌、④新修島根県史、⑤農地改革誌(島根)、⑥日本の農地改革(地主と小作の生成)、⑦島根の地主と小作の生成、⑧株小作の實體開放過程(島根)、⑨資産家地主(島根)。各資料には誤・不一致数値が多い。姓名は既公開なれど、個人情報保護に鑑みイニシャルとす。紙面の都合上大幅に要約す、乞う詳細は原典参照。

明治維新。政府は土地制度の

	周吉	穩地	海士	知夫	隠岐	島根
⑦-1表 自小作別比率(%)(M.16)						
自作人	32.2	39.4	16.2	17.6	25.6	31.0
自小作	41.0	49.4	29.7	53.0	43.3	42.7
小作人	26.8	11.2	54.1	29.4	30.1	26.2
⑦-2表 小作地(田+畑)率(%)(M.17)						
M.17	50	58	42	65	57	48
M.27	62	35	54	62	49	60
⑦-3表 1,000人中、地租5円以上納入者(%)(M.17)						
M.17	8.30	14.85	5.87	3.21		35.36
M.25	9.42	14.56	7.81	5.00		33.18

⑨表 資産家録 海士村の名士(隠岐島内:443名、島根県下:約20,000名)(単位:円) S.11.調

土地賃貸額 300円以上/所得税 15円以上/営業収益(★)税 15円以上納税		村		人		村		人	
賃貸価	職所	名前	同左	職所	名前	海士	23	西郷	105
01 3,132.45	農	崎 Y.W.	11 485.05	農	福 S.S.	黒木	29	磯	12
所得税:109.09	郵		12 447.72	農	海 T.N.	浦郷	11	中條	41
02 1,012.91	局長	海 Y.U.	13 447.23	農	崎 S.W.	知夫	14	東郷	28
03 1,006.77	農	福 S.K.	14 443.59	船員	豊 U.A.	五箇	53	布施	26
所得税:38.36			15 432.31	農	知 K.T.	都万	72	中村	29
04 828.26	社掌	宇 K.M.	16 420.58	農	海 S.I.	①-4表 海士村不耕地主			
05 809.08	農	海 S.T.	17 386.32	農	知 R.T.	不在	在村		
06 638.50	農	海 T.O.	18 384.91	農	豊 K.K.	S.22	74人	249人	
07 606.86	商	福 K.H.	19 370.47	農	海 T.M.	S.25	46人	21人	
所得税:23.72	★38.90		20 347.72	農	海 G.M.	②表当該区・住宅所有形態			
08 605.86	農	福 S.C.	21 338.60	農	知 T.M.	従前所有	19戸(16.3%)		
09 568.93	農	宇 S.N.	22 315.52	船員	知 S.S.	農-改革前	31戸(26.4%)		
10 486.52	農	豊 F.H.	23 314.40	農	崎 D.M.	農-改革後	67戸(57.3%)		

①-1表 S.8種別毎 土地所有面積&戸数					①-2表 解放後(S.27.現在)			①-3表 自小作数		
種類	海士村ノ者ガ		他村ノ者ガ		町,反	予定	結果	売渡実績%		
	反	人	反	人				田	畑	山牧雑
田	3,729	1	382,110	23		61,4	61,4	61,4	100	
畑	125,710	7	163,328	31		79,4	79,4	79,4	100	
其他	497,611	10	561,420	49		24,7	24,7	9,5	38	
計	627,120	18	1,106,928	113		165,5	165,5	160,6		
戸数	主		自作		戸数	自	自/小	小/自	小	
	主/自	自作	自/小	小作						
S.22	1,191	600	202	130	259					
S.25	1,120	892	129	52	44					
S.40	731	603	98	21	8					

と成った者は、労働力土地の無・僅所有者昭和の御代。地主の形態を見るに、地価・地租納入額の統計は、一定金額以上に限られていた、全農民を把握することは不可能。⑨表―資産家録、地租5円以上納入者は県会議員の選挙資格であり、同資料として作成されたもの。

敗戦。地主連にとつては嵐の如き農地改革。地主層3、自作層2、小作層らを以て委員会を設置。不在村地主所有のすべての農地と、在村地主所有の規定を越える自家不耕農地は、政府が強制的に買い上げ、旧小作人に売り渡した。作業は昭22〜28に行なわれ、①表に示す結果を得た。

【岡山県在住 新脇弘司】